(2)　保険医療機関に係る基準
①　血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科を標榜（ぼう）していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
④　当直体制が整備されていること。
⑤　緊急手術体制が整備されていること。
⑥　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑦　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑧　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。
⑪　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

十八　ＥＢウイルス感染症迅速診断（リアルタイムＰＣＲ法）
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
ＥＢウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。
②　総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科を標榜（ぼう）していること。
②　臨床検査技師が配置されていること。
③　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　当該療養について症例を実施していること。

十九　多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
白内障
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　眼科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
⑤　公益社団法人日本白内障屈折矯正手術学会が実施する安全に関する知識の研修を修了すること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　眼科を標榜（ぼう）していること。
②　視能訓練士が配置されていること。
③　当該療養について十例以上の症例を実施していること。
④　関係学会と連携する体制が整備されていること。

二十　フェニルケトン尿症の遺伝子診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症又はビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　小児科を標榜（ぼう）していること。
②　臨床検査技師が配置されていること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑦　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑧　当該療養について症例を実施していること。

二十一　培養細胞によるライソゾーム病の診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
ライソゾーム病（ムコ多糖症Ⅰ型及びⅡ型、ゴーシェ病、ファブリ病並びにポンペ病を除く。）
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら小児科又は産婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　小児科専門医、産婦人科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　小児科又は産婦人科を標榜（ぼう）していること。
②　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑦　当該療養について症例を実施していること。